

むりょうていがくしんりょうじぎょう ごあんない 無料低額診療事業のご案内

むりょうていがくしんりょうじぎょう

◆無料低額診療事業について

ほんせいど しゃかいふくしほうだい じょうだい こうだい ごう きてい もと せいけいこんなんしゃ けいざいてき
本制度は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な
りゆう ひつよう いりよう う きかい せいげん むりょう ていがく
理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な
りょうきん しんりょう おこな じぎょう
料金で診療を行う事業です。

げんめん う かた

◎減免を受けることができる方

ていしよとくしゃ ようほごしゃ ひがいしゃ じんしんとりひきひがいしゃとう せいけいこんなんしゃ いりよう
低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者（医療
ほけんかにゆう う む こくせき と
保険加入の有無、国籍は問いません。）

げんめんきんがく

◎減免金額

しんりょうひ そうがく いじょう げんめん
診療費の総額の10%以上を減免します。

ぐたいてき げんめんきんがくとう しよとくじょうけん じっしきかん こと かくじっし
ただし、具体的な減免金額等は所得条件、実施機関により異なりますので、各実施
きかんあて かくにん
機関宛ご確認ください。

りょうほうほう

◎利用方法

もうしこみほうほう い か ほうほう けんとう
申込方法は、以下の方法によりご検討ください。

- とうがいりりょうきかん ちよくせつそうだん
(1) 当該医療機関に直接相談
も よ ふくしじむしよとうおよ しゃかいふくしきょうぎかい そうだん
(2) 最寄りの福祉事務所等及び社会福祉協議会に相談

おおさかふない じっしりりょうきかん していと し ちゅうかくし のぞ

◎大阪府内の実施医療機関（指定都市、中核市を除く）

おおさかふしよかんいき むりょうていがくしんりょうじぎょうじっしりりょうきかんいちらん つぎ
大阪府所管域の無料低額診療事業実施医療機関一覧は次のとおりです。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/muryoteigaku/index.html>

いりりょうきかん てつづ じょうけん こと じぎょう しょうさい かくしせつ
医療機関によって手続きや条件が異なりますので、事業の詳細については各施設に

ちよくせつ と あ
直接お問い合わせください。

おおさかし さかいし たかつきし ひがしおおさかし とよなかし ひらかたし や おし ねやがわし すいたし
大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市の
かくしよかんいき むりょうていがくしんりょうじぎょうじっしりょうきかん らん
各所管域の無料低額診療事業実施医療機関については、各市のホームページをご覧いた
かくし といあわ
だくか、各市にお問合せください。

ふない むりょうていがくしんりょうじぎょう じっし いりょうきかん しちょうそん
※府内には無料低額診療事業を実施している医療機関がない市町村もありますので、ご
ちゅうい
注意ください。

◆その他

むりょうていがくしんりょうじぎょう ほか むりょうていがくかいごろうじんほけんしせつりょうじぎょうおよ むりょうていがくかいご
無料低額診療事業の他に無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護
いりょういんりょうじぎょう せいど かいごろうじんほけんしせつおよ かいごいりょういん りょう
医療院利用事業があります。この制度は、介護老人保健施設及び介護医療院の利用にあ
けいざいてきりゆう ひょう しはら こんなん かたがた たい ひょう げんめん おこな せいど
たり、経済的理由により費用の支払いが困難な方々に対し、費用の減免を行う制度です。
ほんせいど りょう じょうけん くわ す と あ くだ
本制度の利用には、条件がありますので、詳しくは、お住まいの市町村で問い合わせ下
さい。